

平成25年7月12日

復興庁

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)第8条第1項の規定に基づき、平成24年度における復興庁の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(環境配慮契約)の締結実績を次のとおり公表します。

1. 平成24年度の経緯

環境配慮契約法及び平成24年2月に閣議決定された「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の推進を図ることとした。

2. 平成24年度における復興庁の環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業(ESCO事業)及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務について当庁における適用の可能性について検証した結果、電気の調達及び省エネルギー改修事業(ESCO事業)に関しては、当庁が賃借している民間ビルについては賃貸借契約上、独自に電気の供給を受ける契約を締結し、ESCO事業を実施することは基本的に困難であることを確認した。

○自動車の購入等に係る契約

平成24年度においては、計29台の自動車を購入し、そのすべてにおいて購入価格及び環境性能(燃費)を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。